平成２２年（フ）第４４号
京都府舞鶴市七条中町９番地４
債務者　梅枝　　実
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
京都府舞鶴市七条中町９番地４
債務者　梅枝　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
大阪府寝屋川市香里南之町27番30号、前住所
大阪府寝屋川市香里西之町９―40
債務者　タカシマ電工こと　高島　　進
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―1302号
債務者　西原　智哉
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
大阪府松原市天美東９丁目10番26号、前住所
大阪府松原市天美東７丁目12番５―1302号
債務者　西原　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３４号
堺市南区三原台１丁３番33―602号、前住所
堺市南区茶山台２丁１番10―201号
債務者　上村　若菜
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０３号
堺市南区竹城台２丁１番１―813号
債務者　森　　孝雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４５号
大阪府富田林市甘山２丁目11番37―608号
債務者　和田紀美代（旧姓赤石）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４９号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目308番地の１203号
債務者　荒河都久美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５３号
堺市堺区向陵中町４丁７番25号　川口ビル306号
債務者　南部　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５６号
堺市中区土師町５丁19番８号
債務者　宇野　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６１号
大阪府羽曳野市碓井４丁目21番21号
債務者　濱中　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６４号
大阪府松原市一津屋２丁目９番15―206号
債務者　黒木　慎一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７５号
堺市堺区賑町３丁３番14号
債務者　大仲久美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７８号
堺市堺区南三国ヶ丘町２丁１番３―202号
債務者　薦田　友美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８０号
大阪府松原市立部５丁目４番３―504号
債務者　瀧澤　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長崎県五島市大荒町928番地５
債務者　志岐ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１３６号
鹿児島県姶良市東餅田2365番地４
債務者　尾堂　弘一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係